

◆低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料について

【用語の定義】

- 一戸建ての住宅：人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの
- 共同住宅等：共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
- 住宅部分：人の居住の用に供する部分
- 共用部分：共同住宅の住宅部分以外の部分
- 非住宅部分：住宅部分及び共用部分以外の部分

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

ア 一戸建ての住宅の認定

- (ア) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合 34,000円
- (イ) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合 4,900円

イ 共同住宅等のうち住宅部分のみの認定

共同住宅等について同時に申請する住戸の数の区分に応じ、次に定める額

同時に申請する住戸の数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	34,000円	4,900円
2戸～5戸	69,000円	9,600円
6戸～10戸	97,000円	16,000円
11戸～25戸	140,000円	27,000円
26戸～50戸	200,000円	45,000円
51戸～100戸	280,000円	81,000円
101戸～200戸	380,000円	130,000円
201戸～300戸	500,000円	160,000円
301戸～	590,000円	170,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の認定

建築物の部分の区分に応じ、次の(ア)から(ウ)に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分

共同住宅等の住戸の総戸数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	34,000円	4,900円
2戸～5戸	69,000円	9,600円
6戸～10戸	97,000円	16,000円
11戸～25戸	140,000円	27,000円
26戸～50戸	200,000円	45,000円
51戸～100戸	280,000円	81,000円
101戸～200戸	380,000円	130,000円
201戸～300戸	500,000円	160,000円
301戸～	590,000円	170,000円

(イ) 共用部分

共用部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300㎡以内	110,000円	9,600円
300㎡超 2,000㎡以内	180,000円	27,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	280,000円	81,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	360,000円	130,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	430,000円	160,000円
25,000㎡超	500,000円	200,000円

(ウ) 非住宅部分

非住宅部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300㎡以内	240,000円	9,600円
300㎡超 2,000㎡以内	380,000円	27,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	550,000円	81,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	670,000円	130,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	790,000円	160,000円
25,000㎡超	900,000円	200,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

ア 一戸建ての住宅の変更認定

(7) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合 17,000円

(4) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合 2,450円

イ 共同住宅等のうち既に認定を受けた住宅部分の変更認定

共同住宅等について同時に変更申請する住戸の数の区分に応じ、次に定める額

同時に変更申請する住戸の数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	17,000円	2,450円
2戸～5戸	34,500円	4,800円
6戸～10戸	48,500円	8,000円
11戸～25戸	70,000円	13,500円
26戸～50戸	100,000円	22,500円
51戸～100戸	140,000円	40,500円
101戸～200戸	190,000円	65,000円
201戸～300戸	250,000円	80,000円
301戸～	295,000円	85,000円

ウ 既に認定を受けた一戸建ての住宅以外の建築物の変更認定

変更の区分に応じ、(7)及び(4)に定める額を合算した額（変更しない部分も含む。）

(7) (4)以外の変更

a 建築物の部分の区分に応じ、次の(a)から(c)に定める額を合算した額

(a) 既に認定を受けた住宅部分

共同住宅等の住戸の総戸数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	17,000円	2,450円
2戸～5戸	34,500円	4,800円
6戸～10戸	48,500円	8,000円
11戸～25戸	70,000円	13,500円
26戸～50戸	100,000円	22,500円
51戸～100戸	140,000円	40,500円
101戸～200戸	190,000円	65,000円
201戸～300戸	250,000円	80,000円
301戸～	295,000円	85,000円

(b) 既に認定を受けた共用部分

共用部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300 m ² 以内	55,000円	4,800円
300 m ² 超 2,000 m ² 以内	90,000円	13,500円
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	140,000円	40,500円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	180,000円	65,000円
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	215,000円	80,000円
25,000 m ² 超	250,000円	100,000円

(c) 既に認定を受けた非住宅部分

非住宅部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300 m ² 以内	120,000円	4,800円
300 m ² 超 2,000 m ² 以内	190,000円	13,500円
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	275,000円	40,500円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	335,000円	65,000円
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	395,000円	80,000円
25,000 m ² 超	450,000円	100,000円

(イ) 新たに住宅部分、共用部分又は非住宅部分を追加する変更

(1) ウの例により算定した額（この場合においては、(1)ウ(ア)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、(1)ウ(イ)又は(ウ)中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替える。）

(3) 建築確認申請を伴う低炭素建築物新築等計画の認定又はその変更認定申請手数料

(1) 又は(2)の額に、次に定める建築確認申請手数料を加算した額

建築物の床面積	建築確認申請手数料		
	①構造計算適合性 判定が不要な場合	構造計算適合性判定が必要な場合	
		②非認定プログラム	③認定プログラム
30 m ² 以内	10,000 円	166,800 円	115,350 円
30 m ² 超 100 m ² 以内	18,000 円		
100 m ² 超 200 m ² 以内	28,000 円		
200 m ² 超 500 m ² 以内	36,000 円		
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	66,000 円		
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	93,000 円	222,450 円	143,700 円
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	160,000 円	255,000 円	157,350 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	280,000 円		
10,000 m ² 超 30,000 m ² 以内	370,000 円	336,900 円	199,350 円
30,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	460,000 円		
50,000 m ² 超	900,000 円	619,350 円	337,950 円

※1 構造計算適合性判定が必要な場合の建築確認申請手数料は、上記表①の額に②又は③の額を加算（エキスパンションジョイント等を設ける場合、構造計算適合性判定に係る対象床面積が上記表と異なる場合があります。）

※2 昇降機が含まれる建築物の場合の建築確認申請手数料は、上記表から算定した額に昇降機1基につき17,000円（小荷物専用昇降機にあっては8,000円）を加算

※3 計画変更、移転、修繕、模様替え又は用途変更の場合の建築確認申請手数料は、当該計画変更等の部分の床面積の2分の1について、上記表の建築物の床面積に規定する①の額と同一の額